

＜地域のまちづくり 共通指針＞

総合計画策定プロジェクトチーム案
【令和 2 年 12 月 17 日時点】

令和 3 年 4 月

1. はじめに

八尾市では、以前から概ね小学校区（以下「校区」という）を地域単位として、地区福祉委員会、地区自治振興委員会をはじめ、地域の各種組織団体が相互に密接な関係を形成しながら、さまざまな地域活動を行っている。これらの暮らしに身近な「地域のまちづくり」をより推進するため、地域の想いをまちづくりに反映しやすくする「地域分権」という考え方のもと、平成 24 年に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（以下「条例」という。）を一部改正し、地域のまちづくりを支えるしくみとして「校区まちづくり協議会」や「わがまち推進計画」を位置づけ、各地域が行政と適切な役割分担のもと協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている状況をめざし、地域のまちづくりを進めてきた。

平成 30 年度には「八尾市第 5 次総合計画総括報告書」において、これまでの地域のまちづくりにおける取り組みの検証、評価が行われた。その中で、今後もより良い地域のまちづくりを進めていくために、地域のまちづくりの基本的な考え方や、出張所等の地域拠点、校区まちづくり協議会の地域活動やわがまち推進計画、中間支援組織のあり方などについて提案がなされた。

令和 2 年度に策定した「八尾市第 6 次総合計画」では、基本構想で 6 つの「まちづくりの目標」と目標に向けた「取り組み方向（政策）」を定めるとともに、「まちづくりの推進方策」として「横断的な視点によるまちづくり」と「共創と共生の地域づくり」を掲げた。また、基本計画では、施策の 1 つとして「地域のまちづくり支援・市民活動の促進」（No.30）を位置付けている。

以上より、今後、第 6 次総合計画に基づき「地域のまちづくり」を推進するに当たっては、まず、施策間の連携を推進し、横断的な相乗効果が発揮されるようにする必要がある。また、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等及び行政など多様な主体が立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していく「共創」の考え方を大切に、誰も取り残されことなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を実践する必要がある。

そこで、これまでの実績と課題を踏まえ、今後もより良い地域のまちづくりを進めていくため、その基本的な考え方を確認し、関係する主体のめざす役割、庁内連携の体制、進行管理、各地域団体の関わり、わがまち推進計画との関係を明らかにし、市民と行政双方の拠りどころとするため、ここに「地域のまちづくり 共通指針」を定めるものとする。

2. 地域のまちづくりの基本的な考え方

① 目的

市民が誰も取り残されことなく安心して暮らしていくには、市内の各地域で、「より良いまちを自らの手で共に創り共に生きていこうという想いを持って活動する市民のつながり」（地域コミュニティ）を活性化する必要がある。行政は、本指針に基づき、「共創」の考え方を大切に地域のまちづくりに取り組む。また、全庁を挙げて横断的に連携しながら、多様な地域課題の解決に向けた施策を進めるとともに、校区まちづくり協議会を中心とした各地域団体等による対話の場の創出を支援する。さらに、対話により地域力を高めることで、地域自らが地域の人材や財源を有効に活用し、様々な地域の課題解決を図り、優先順位をつけて地域のまちづくりを推進する総合的な組織運営に発展できるよう支援を行う。

② 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

(1) 地域のまちづくり

地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力、すなわち地域で自治を担う力を活かし、概ね小学校区を地域単位として行うまちづくりをいう。

(2) 「共創」と「共生」

「共創」とは、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等及び行政というそれぞれの立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していくという考え方のこと。また、「共生」とは、「共創」という考え方を大切にして、市民と市民また市民と行政が協働して地域課題の解決や魅力向上に取り組むことで、市民と市民がつながりをもち、誰も取り残されることなく安心して暮らしていることをいう。

(3) 協働

より良いまちづくりを実現するための手段であり、市民と行政、市民同士が、対等な立場で互いに尊重し合い、まちづくりに関する情報を共有しながら、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解したうえで、共通の目的に向かい、ともに取り組むことをいう。

(4) 地域課題

日常の生活道路の老朽化やごみの不法投棄等、既に顕在化している市民の困りごとだけでなく、過疎化や少子高齢化、また地域経済の衰退等社会的課題により地域に潜在化している高齢者の生活機能の低下や治安の悪化等、今後顕在化し地域コミュニティの維持や活性化を妨げる要因となる課題を含むものであり、行政と市民がお互いの役割を果たしながら解決に取り組むものをいう。

(5) 市民

条例第 2 条第 1 項に規定する、八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営むすべての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

(6) 校区まちづくり協議会

条例第 10 条の 2 に規定する、地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り設置された校区まちづくり協議会（以下「まち協」という。）をいう。

(7) 部局

別表 1 左欄に規定する部局等をいう。

(8) 所属

別表 1 右欄に規定する課等をいう。

(9) 出張所等

別表 2 に規定する課等をいう。

③ めざす地域の姿

(1) まち協が地域活動を包括的に支えている地域コミュニティ

まち協が、自治振興委員会や地区福祉委員会等、現在も本市の地域活動を支えている様々な地域団体と協力し、個人や企業等当該校区に関わる多様な市民が参加できるという強みを活かし、地域課題の解決や魅力向上に向けた総合的な組織運営を行うことをめざす。

(2) 誰もが「参加」できる対話の場

地域住民はもとより、学生、企業や団体等が、地域課題や地域の目標の共有や解決アイデアを創出するための対話を行う、誰でも参加できる開かれた場づくりをめざす。

(3) 誰もが「参加・連携」できる地域活動

地域における様々な取り組みに対し、知識やアイデアなどを持つ地域住民、解決スキルを有する個人、企業や団体等の多様な主体が連携して活動できるよう、活動の周知や、できることをできる時に参加してもらえるような状態をめざす。

(4) 活動のふりかえり

地域活動について対話の中で経験と評価を積み重ね、活動の効果や必要性も含め、次の活動へ活かすことをめざす。

3. 関係する主体のめざす役割

① 市民

地域課題を自らの問題としてとらえ、自由な立場で意見交換ができる対話の場へ参加し、情報共有や問題提起を行うとともに、地域課題の解決や魅力向上に向けたアイデア創出や活動実践への参加・協力を努める。

② 行政

地域課題は、防災・防犯、福祉、健康、こども、環境、教育等、様々な分野に及ぶことから、各所属と出張所等が庁内横断的に連携し、地域課題の解決促進に向けて課題の把握や共有、解決に向けた助言を行うとともに、地域力の向上に向けてまち協を中心とした地域における対話の場の創出や活動のふりかえりを支援する。

(1)各所属

- ・まち協や出張所等で把握された地域課題や情報の共有化を通じて、地域課題の解決促進に向けた事業検討・計画立案を行う。
- ・多様な主体との協働のあり方や、事業の検討を行い、地域課題の解決促進に向けた事業実施を行う。
- ・行った事業の実績や成果を評価し、必要に応じ事業の見直しを行う。

(2)コミュニティ政策推進課

- ・各所属と出張所等の連携を促進し、それぞれの意見調整を図る。

(3)出張所等

- ・まち協が策定した「わがまち推進計画」に示された目標を踏まえ、業務を通じて把握した地域課題や情報等について、必要に応じてまち協等の地域団体や各所属と情報共有を行い、課題解決の促進に向けた取り組みのきっかけとなる助言を行う。
- ・各所属が地域課題の解決促進に向けた事業を実施するにあたり、まち協との協働が円滑に進むよう、関係性の構築や相互理解を深めるような支援を行う。また、まち協が策定した「わがまち推進計画」に示された、めざすまちの目標が達成できるように、多様な主体に対し、市政に関する情報、地域資源の情報などを必要に応じて提供するとともに、中間支援組織と連携し、各主体同士の協働を促す。
- ・まち協の開かれた場で、様々な地域団体や事業者、個人が参加し、地域課題の解決に向けた対話を促進するとともに、担い手の拡大を促し、地域活動や組織運営の発展につなげる。
- ・まち協が活動の成果や今後の課題を確認し、次の活動の検討が行えるように支援し、まち協の組織運営力や持続可能性の向上につなげる。
- ・行った支援の実績や成果を評価し、必要に応じ見直しを行う。

③ まち協

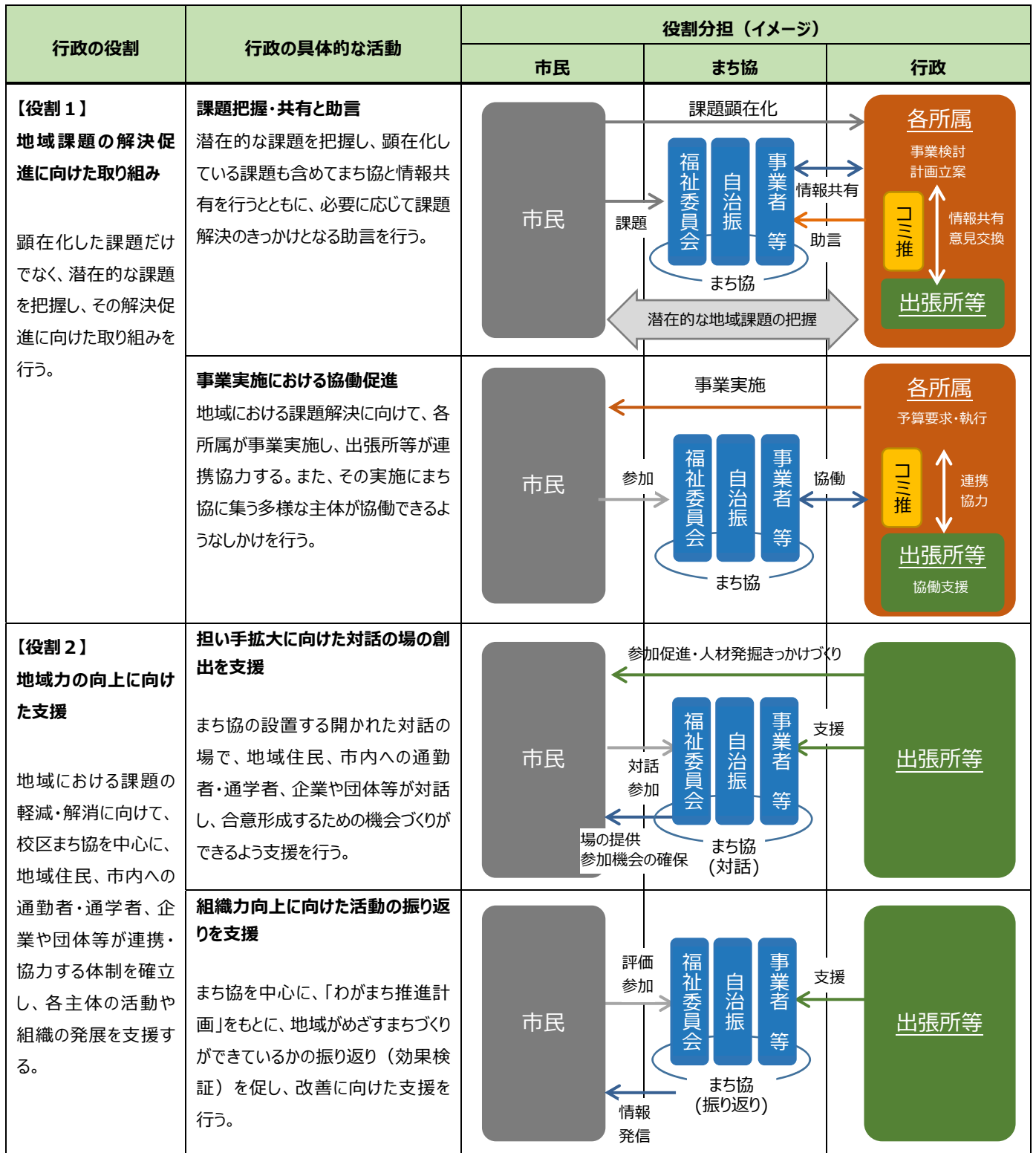
いつまでも住み続けたい地域となるように、以下の点を意識し、地域課題の解決や地域の魅力向上に向けた地域のまちづくりを推進する。

- ・地域のまちづくりには、地域住民の他、在勤・在学・事業者等、誰もが参加できる。
- ・誰もが参加できる開かれた対話の場を設置する。
- ・対話の場を通じて共有した課題、目標、取り組み等を、わがまち推進計画にとりまとめる。
- ・対話の場を活用し、課題共有やアイデア創出を行い、活動実践、また後に振り返りを行う。

④ 中間支援組織（八尾市市民活動ネットワークセンター「つどい」）

中間支援組織は、各校区での地域課題の解決力を高めるため、まち協をはじめとする地域活動団体と NPO などテーマ型の活動団体や事業者等の多様な主体が、それぞれの持ち味を活かしながら連携・協力し、協働を拡大していけるよう、各主体のコーディネートを行う。

4. 関係する主体の役割（イメージ）



中間支援組織（つどい）は、地域における課題解決に向け、多様な主体が、連携・協力し、協働を拡大できるようコーディネートを行う。

5. 庁内連携の体制

各所属及び出張所等は、コミュニティ政策推進課との調整のもとに、把握している地域の実情に応じて、地域課題の解決に向けた情報共有や意見交換を行うものとする。

6. 地域のまちづくりの進行管理

地域のまちづくりを推進するにあたっては、①地域にとって必要な情報の共有が図られているか、②効果的に交付金制度が活用されているか、③「わがまち推進計画」に定める地域のまちづくりの目標の実現化が図られているかどうか、地域課題の解決促進に向けた支援と地域力の向上に向けた支援について評価を行い、改善につなげていく。

7. 各地域団体との関わり

行政は、暮らしに身近な地域課題が多様化・複雑化する中、まちづくりの基盤となる地域コミュニティの重要性とその役割を意識した上で、取り組みを推進するものとする。

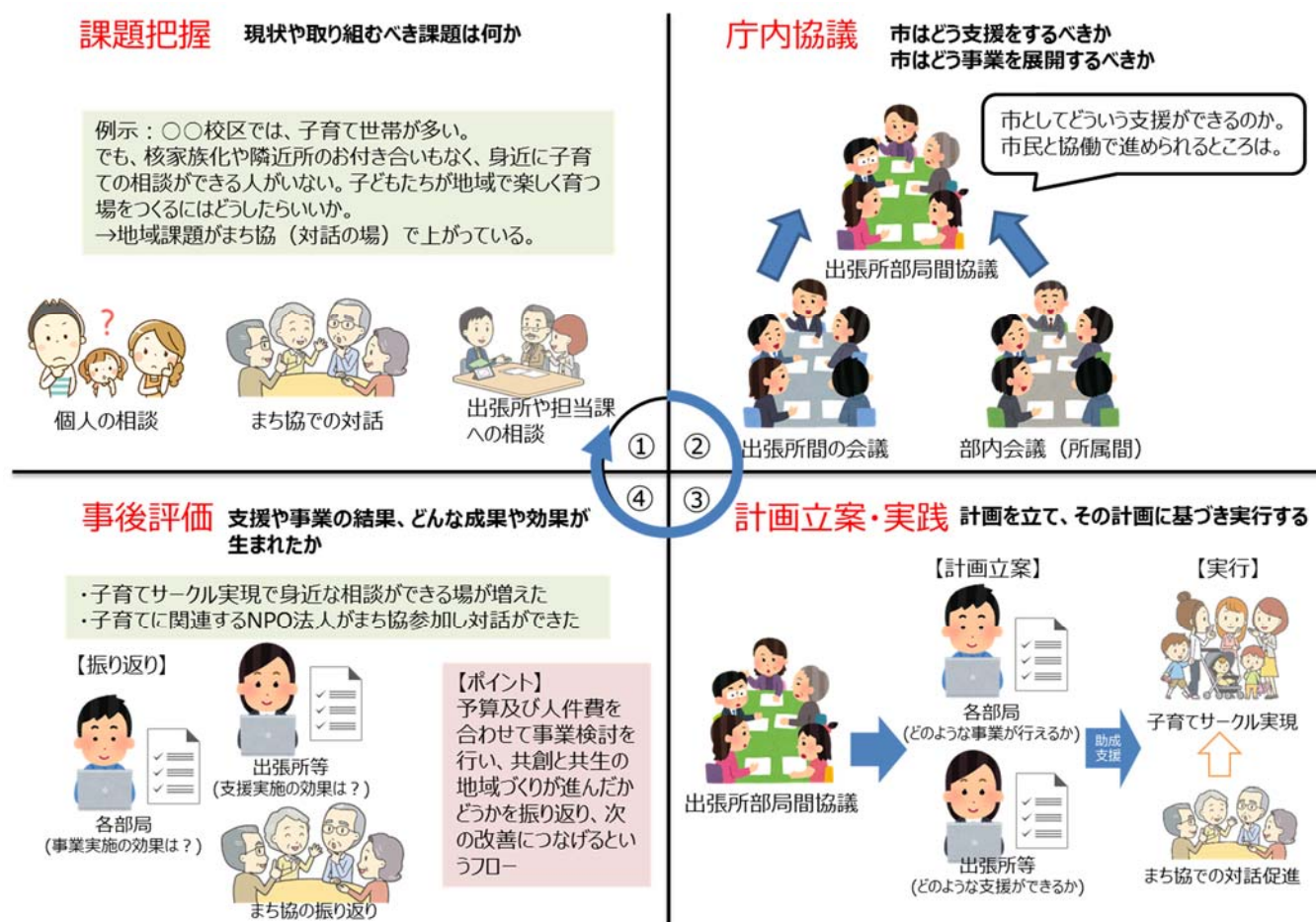
また、各種地域団体の活動等の支援にあたっては、支援の目的やその必要性を再確認し、より効果的な支援のあり方等について検討を行うこととし、各所属及び出張所等は互いの役割分担を明確にした上で、庁内横断的に連携し各種地域団体に対して、必要な支援を行うものとする。

8. わがまち推進計画との関係

行政は、まち協が策定した「わがまち推進計画」に示された目標を踏まえ、地域課題の解決や魅力向上のために、必要に応じた支援を行う。

地域のまちづくりの進行管理の実践例

各所属及び出張所等が共創と共生の地域づくりを推進するにあたっては、行政評価手法による第 6 次総合計画の進行管理の中で、以下のようなイメージで会議体及び会議体成果物を活用し、計画立案や実践、また振り返りを進めることが想定される。



別表1

※部局及び所属の名称は、令和3年度以降の（案）としております。

部局等（案）	所属（案）
市長直轄組織	いじめから子どもを守る課
市長直轄組織（危機管理監）	危機管理課
政策企画部	秘書課
	政策推進課
	やおプロモーション推進プロジェクトチーム
	公共施設マネジメント推進室
	広報・公民連携課
	行政改革課
	ICT推進室
総務部	総務課
	情報公開室
	政策法務課
	契約検査課
	人事課
	人材育成室
	職員課
財政部	財政課
	債権管理室
	財産活用課
	市民税課
	資産税課
	納税課
人権ふれあい部	人権政策課
	コミュニティ政策推進課
	市民課
健康福祉部	地域共生推進課
	つなげる支援室
	福祉指導監査課
	生活福祉課
	高齢介護課
	地域支援室
	障害福祉課
	健康保険課
保健所	保健企画課
	健康まちづくり科学センター
	保健衛生課
	保健予防課
	健康推進課

部局等（案）	所属（案）
こども若者部	こども若者政策課
	こども総合支援課
	子育て総合支援ネットワークセンター
	こども施設運営課
	放課後児童育成室
	西郡そよかぜこども園
	安中ひかりこども園
	南山本せせらぎこども園
	志紀おおぞらこども園
	東山本わかばこども園
	医療型児童発達支援センター
	保育・こども園課
魅力創造部	産業政策課
	労働支援課
	観光・文化財課
	市史編纂室
	文化・スポーツ振興課
	農とみどりの振興課
環境部	環境保全課
	循環型社会推進課
	環境事業課
	環境施設課
都市整備部	都市政策課
	都市交通課
	都市基盤整備課
	土木管財課
	土木建設課
	土木管理事務所
下水道部	下水道経営企画課
	下水道管理課
	下水道整備課
建築部	住宅政策課
	審査指導課
	開発指導室
	建築指導室
	公共建築課
	営繕室
	住宅管理課
	住宅整備室

部局等（案）	所属（案）
消防本部・消防署	消防総務課
	消防体制整備室
	予防課
	警防課
	指令課
	第1 警備課
	1 山本出張所
	1 志紀出張所
	1 栄町出張所
	1 高安出張所
	1 亀井出張所
	第2 警備課
	2 山本出張所
	2 志紀出張所
	2 栄町出張所
	2 高安出張所
	2 亀井出張所
	救急課
市立病院事務局	企画運営課
水道局	経営総務課
	お客さまサービス課
	工事管理課
	施設整備課
教育委員会事務局	教育政策課
	学校運営室
	学校教育推進課
	人権教育課
	学務給食課
	教育センター
	生涯学習課
	八尾図書館
	山本図書館
	志紀図書館
	桂青少年会館
	安中青少年会館

別表2

龍華出張所・コミュニティセンター
久宝寺出張所・コミュニティセンター
西郡出張所・桂人権コミュニティセンター
大正出張所・コミュニティセンター
山本出張所・コミュニティセンター
竹漕出張所・コミュニティセンター
南高安出張所・コミュニティセンター
高安出張所・コミュニティセンター
曙川出張所・コミュニティセンター
志紀出張所・コミュニティセンター
安中人権コミュニティセンター
緑ヶ丘コミュニティセンター
コミュニティ政策推進課